

# 令和6年能登半島地震に伴う労働保険料等の徴収に関するQ & A

令和6年6月14日

## 目次

### 1. 申告・納期限等の延長関係

- Q 1 労働保険料等の納期限の延長措置とは何ですか。 . . . . . P. 1
- Q 2 いつまで延長されるのですか。 . . . . . P. 1
- Q 3 延長後の具体的な納期限を教えてください。 . . . . . P. 1
- Q 4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。 . . . . P. 2
- Q 5 令和6年能登半島地震による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、  
申請等は必要ですか。 . . . . . P. 2
- Q 6 指定地域以外に事業場があり、令和6年能登半島地震により被害を受けています。  
労働保険料等の納期限の延長措置は受けられますか。 . . . . . P. 2

### 2. 納付の猶予関係

- Q 7 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなもの  
ですか。 . . . . . P. 3
- Q 8 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。 . . . . . P. 3
- Q 9 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要が  
ありますか。 . . . . . P. 3
- Q 10 「納付の猶予」はどこに申請したらいいですか。 . . . . . P. 4
- Q 11 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。 . . . . . P. 4

### 3. 保険料等の免除関係

- Q 12 令和6年能登半島地震による被害が甚大で、労働保険料や障害者雇用納付金を払うこと  
ができません。被害が大きい場合、労働保険料や障害者雇用納付金は免除されませんか。  
. . . . . P. 5

### 4. 労働保険事務組合関係

- Q 13 労働保険事務組合に委託している指定地域以外の事業場ですが、委託していた労働保険  
事務組合が令和6年能登半島地震により被災し、労働保険事務を行えないとの連絡があり  
ました。どうすればいいですか。 . . . . . P. 5
- Q 14 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、委託を受けている事業場が令和6年

能登半島地震により被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。

どうすればいいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5

Q 1 5 指定地域以外にある労働保険事務組合ですが、当事務組合に委託している事業場が指定地域内にあり、令和6年能登半島地震による被災のため、当該事業場から保険料を徴収することができません。どのように取り扱えばよいですか。・・・・・・・・ P. 6

## 1. 申告・納期限等の延長関係

Q 1～Q 5については[最新情報をご覧ください。](#) (R6.6.14)

Q 1 労働保険料等の納期限の延長措置とは何ですか。

(答)

令和6年能登半島地震による被害にかんがみ、指定地域（※）に所在地を有する事業場等について、労働保険等の申告書の提出期限、保険料等の納期限を延長するものです。

（※）富山県、石川県

なお、納期限の延長措置を受けることができる事業場等は

- ①指定地域に所在地を有する事業場、
  - ②令和6年1月1日（災害発生日）において指定地域に所在地を有する労働保険事務組合、
  - ③同日において指定地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している事業場
- です。

また、労働保険料のほか、一般拠出金、特別保険料及び障害者雇用納付金も納期限の延長の対象です。

なお、申告の手続は、可能な方は通常通り行っていただきますようお願いいたします。

Q 2 いつまで延長されるのですか。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

(参考)

延長後の納期限につきましては災害のやんだ日から2か月以内の日を定めることとされています。

なお、「災害のやんだ日」については、被災の状況により判断することになります。

Q 3 延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページ等で周知を行うこととしています。

(参考)

なお、令和5年度における労働保険料、特別保険料および一般拠出金の申告期限・納付期限は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は10月31日、③第3期は1月31日となります。

Q4 労働保険事務組合ですが、延長後の具体的な納期限を教えてください。

(答)

被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしており、具体的な日は、まだ決まっていません。決まりましたら、厚生労働省のホームページなどで周知を行うこととしています。

(参考)

なお、令和5年度における労働保険料等の申告期限・納付期限は、①第1期・全期は7月10日、②第2期は11月14日、③第3期は2月14日となります。

Q5 令和6年能登半島地震による被害を受けました。納期限を延長したいのですが、申請等は必要ですか。

(答)

指定地域(※)に所在地を有する事業場等については、一律に申告・納期限が延長されますので、申請等は必要ありません。

※指定地域についてはQ1をご参照ください。

Q6 指定地域以外に事業場があり、令和6年能登半島地震により被害を受けています。労働保険料等の納期限の延長措置は受けられますか。

(答)

令和6年1月1日(災害発生日)において指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、納期限の延長措置を受けることができます。

なお、上記以外の場合におきましても、一定の条件を満たしていれば、「納付の猶予」(※)を受けることができる場合があります。

※指定地域についてはQ1、納付の猶予についてはQ7をご参照ください。

## 2. 納付の猶予関係

Q 7 「納付の猶予」が受けられる場合があると聞きました。どのようなものですか。

(答)

災害により事業財産に相当の損失を受け、労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請を行っていただくことにより、一定期間の納付の猶予を受けることができる制度があります。

詳しくは、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[労働保険料等を一時に納付できない方のための猶予制度について | 厚生労働省](#)

[\(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

[001186953.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

Q 8 「納付の猶予」の条件である「相当の損害」とは、どの程度ですか。

(答)

事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）のおおむね 20%以上に損失を受けた場合です。

詳しくは、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[労働保険料等を一時に納付できない方のための猶予制度について | 厚生労働省](#)

[\(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

[001186953.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

Q 9 「納付の猶予」を申請したいのですが、どのような書類を提出する必要がありますか。

(答)

【労働保険料、特別保険料、一般拠出金】

都道府県労働局又は労働基準監督署に用意してある、「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出いただく必要があります。

詳しくは、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[労働保険料等を一時に納付できない方のための猶予制度について | 厚生労働省](#)

[\(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

【障害者雇用納付金】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のHPに掲載されている、「納付猶予申請書」及び「被災明細書」を提出いただく必要があります。

詳しくは、以下の機構HPをご参照ください。

[地震や大雨など災害の発生に伴う障害者雇用納付金の納付猶予手続について | 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 \(jeed.go.jp\)](#)

Q10 「納付の猶予」はどこに申請したらいいですか。

(答)

【労働保険料、特別保険料、一般拠出金】

事業場の所在地を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署に必要な書類を提出していただく必要があります。

詳しくは、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

[都道府県労働局\(労働基準監督署、公共職業安定所\)所在地一覧 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

【障害者雇用納付金】

主たる事業所の所在地を管轄する機構の各都道府県支部の窓口（高障業務課又は窓口サービス課）に申請書類を提出していただく必要があります。

詳しくは、各都道府県支部にご相談ください。

[都道府県支部 | 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 \(jeed.go.jp\)](#)

Q11 「納付の猶予」の申請に期限はありますか。

(答)

災害がやんだ日から2か月以内に申請いただく必要があります。

なお、「災害のやんだ日」については、被災の状況により判断することになりますので、下記あてにご相談ください。

【労働保険料、特別保険料、一般拠出金】

お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署

【障害者雇用納付金】

主たる事業所の所在地を管轄する機構の各都道府県支部の窓口（高障業務課又は窓口サービス課）

### 3. 保険料等の免除関係

Q 1 2 令和6年能登半島地震による被害が甚大で、労働保険料や障害者雇用納付金を払うことができません。被害が大きい場合、労働保険料や障害者雇用納付金は免除されませんか。

(答)

令和6年能登半島地震に関し受けられる措置等は、労働保険料等の申告・納期限の延長措置や納付の猶予措置であり、保険料等は免除されません。

なお、労働保険料の納付については、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署に、障害者雇用納付金の納付については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部ご相談ください。

### 4. 労働保険事務組合関係

Q 1 3 労働保険事務組合に委託をしている指定地域以外の事業場ですが、委託していた労働保険事務組合が令和6年能登半島地震により被災し、労働保険事務を行えないとの連絡がありました。どうすればいいですか。

(答)

災害発生日である令和6年1月1日に指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託している事業場については、申告・納期限の延長を受けることができます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

※指定地域についてはQ 1 をご参照ください。

Q 1 4 指定地域内にある労働保険事務組合ですが、委託を受けている事業場が令和6年能登半島地震により被災し、すべての事業場分の労働保険料が納付できません。どうすればいいですか。

(答)

災害発生日である令和6年1月1日に指定地域(※)に所在地を有する労働保険事務組合については申告・納期限の延長を受けることができます。

なお、その他の詳しい事務処理方法については、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

※指定地域についてはQ 1 をご参照ください。

Q 1 5 指定地域以外にある労働保険事務組合ですが、当事務組合に委託している事業場が指定地域内にあり、令和6年能登半島地震による被災のため、当該事業場から保険料を徴収することができません。どのように取り扱えばよいですか。

(答)

指定地域内にある事業場については、指定地域以外に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務処理を委託している場合においても、申告・納期限の延長を受けることができます。